墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 ī	E 案			現	行		
(設置)			〔同左〕				
第1条 墨田区に学校教育法(昭和22年法			第1条 墨田区に学校教育法(昭和22年法				
律第26号)第2条 <u>の規定</u> に基づき、小学			律第26号)第2条に基づき、小学校及び				
校及び中学校(以下「区立学校」という。			中学校(以下「区立学校」という。)を設				
を設置する。			置する。				
別表			別表				
名 称	位 置		名	称	位	置	
墨田区立緑小学校	東京都墨田区緑二丁目 1 2番12号 <u>及び11番5</u> 号		〔同左〕		東京都墨田区 2番12号	☑緑二丁目1	
墨田区立外手小学校 ~墨田区立吾嬬立花 中学校	[略]		〔同左〕		〔略〕		
					•		

付 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。